

令和 3 年

五所川原市教育委員会

第 1 3 回 定 例 会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

目

次

- 1 議案第46号 五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について P 1

議案第46号

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和3年12月23日提出

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

提案理由

金木B&G海洋センターの休館日を変更し、施設利用者を増加させるため提案するものである。

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）

五所川原市体育施設設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1 都市公園以外に設置される体育施設の表五所川原市金木B&G海洋センター(プール)の項中「毎週月曜日(その日が五所川原市の休日に関する条例第1条第1項第2号に定める休日に当たるときはその翌日)」を「毎週金曜日(その日が五所川原市の休日に関する条例第1条第1項第2号に定める休日に当たるときは、その日前において最も近い当該休日でない日)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。